

※ 認定農業者に認定されている法人は、この様式の提出は不要です。
 ただし、1年以内に新たに認定農業者となった法人はこの様式を提出する必要があります。

※ この様式の提出時には必ず定款を添付してください。

※ (C)を記入する際、人数が4名以上いる場合は、必要事項を別紙にまとめ提出してください。様式は問いません。

様式-10の別添

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(一般法人用)

整理番号		法人の名称	株式会社いまばりファーム				
現在、権利設定等を受けて耕作又は養畜の事業に供し	権利設定等を受ける法人の主たる生産物(B)	権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(C)			雇用労働力(年間延日数)		
面積は記入不要です。 農業委員会事務局が、農地台帳を基に記入します。	米 野菜	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数	500人日	
					前年実績		見込み
		朝倉 太郎	代表取締役	今治市朝倉上〇〇-〇〇	150		150
		玉川 次郎	取締役	今治市玉川町〇〇〇〇	150		150
		今治 三郎	取締役	今治市美須賀町〇〇-〇〇	150	150	

権利設定等を受ける法人の主な家畜の飼養の状況(D)		権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況(E)		農作業に従事する者の配置の状況(F)			権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(G)	地域の農業における他の農業者との役割分担の計画(H)
種類	数量	種類	数量	市町	氏名	住所地、拠点となる場所等		
		トラクター	2	今治市以外に農地を経営している場合に記入する部分です。 詳しくは農業委員会事務局(Tel: 0898-36-1591)までご連絡ください。			なし	農業の維持発展に関する話し合いへの参加。 農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守。
		耕うん機	1					
		動力噴霧器	1					
		管理機	1					
		コンバイン	1					

(記載注意)

- 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (A)欄は、所有権又は所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地を合算して面積を記載する。
- (B)欄の「権利設定等を受ける法人の主たる生産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (C)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、その農業に関し実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町名を記載する。
- (C)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (F)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (G)欄には、例えば、集落営農の活動、担い手への集積等の取組み、周辺農地等との農薬の使用方法等に対して及ぼすことが見込まれる影響を、具体的に記載する。
- (H)欄には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動、農道・水路・ため池等の共同利用施設の維持管理、鳥獣害の被害対策への協力等に係る役割分担の計画を、具体的に記載する。
- 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。